



# 秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(一〇三六・福祉政策課)	1
生活保護法による介護機関の指定(一〇三七・福祉政策課)	3
生活保護法による指定介護機関の変更(一〇三八・福祉政策課)	5
結核予防法による医療機関の指定(一〇三九・横手保健所)	6
農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(一〇四〇・農林政策課)	6
道路の供用開始(一〇四一、一〇四二・道路課)	6
土砂災害警戒区域の指定(一〇四三・河川砂防課)	7
公告	

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
町立かくのだて桜苑短期入所生活介護事業所	角館町長	仙北郡角館町岩瀬字菅沢十五番地一	短期入所生活介護	平成十七年九月十九日
大森町居宅介護支援事業所	大森町長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百六	居宅介護支援事業	平成十七年九月三十日
大森町指定通所介護事業所	大森町長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百十四	通所介護	平成十七年九月三十日
指定短期入所生活介護事業所白寿園	大森町長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二十七	短期入所生活介護	平成十七年九月三十日

## 告示

土地改良区の役員退任の届出(秋田地域振興局農林部)	11
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	11
土地改良区の役員退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)	11
県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所)	11
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一九八)	12
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一九九)	12
衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正(二〇〇)	12

秋田県告示第千三十六号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

象潟町社会福祉協議会 定訪問介護事業所 指	象潟町社会福祉協議会 定居宅介護支援事業所 指	金浦町訪問介護事業所	金浦町居宅介護支援事業所	仁賀保町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	仁賀保町ホームヘルプサ ビス事業所	仁賀保町デイサービスセン ター	特別養護老人ホームシルバ ードームいきいきの郷 期入所生活介護事業所	増田町デイサービスセンタ ー	増田町居宅介護支援事業所	特別養護老人ホーム雄水苑	大森町特別養護老人ホーム 白寿園
社会福祉法人象潟町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人象潟町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人金浦町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人金浦町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人仁賀保町 社会福祉協議会 会長	社会福祉法人仁賀保町 社会福祉協議会 会長	社会福祉法人仁賀保町 社会福祉協議会 会長	増田町長	増田町長	増田町長	雄物川町長	大森町長
由利郡象潟町字浜山百二十一番地二	由利郡象潟町字浜山百二十一番地二	由利郡金浦町字金浦三百二十一番地一	由利郡金浦町字金浦三百二十一番地一	由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番地の一	由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番地の一	由利郡仁賀保町平沢字八森三十一番地の一	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七番地	平鹿郡雄物川町今宿字末館五十番地	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二十七
訪問介護	居宅介護支援事業	訪問介護	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	訪問介護	通所介護	短期入所生活介護	通所介護	居宅介護支援事業	短期入所生活介護 介護老人福祉施設	介護老人福祉施設
平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日	平成十七年九月三十日

秋田県告示第千三十七号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、  
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

象潟町社会福祉協議会 定訪問入浴介護事業所 指	社会福祉法人象潟町社 会福祉協議会 会長	由利郡象潟町字浜山百二十一番地二	訪問入浴介護	平成十七年九月三十日
渡邊医院	渡 邊 廉	由利本荘市前郷字家岸七十九番地二十	訪問看護 訪問リハビリテーショ ン 居宅療養管理指導	平成十七年九月三十日

株式会社 虹の街 大曲営業所	株式会社 虹の街 代表取締役	大仙市戸蒔字谷地添百十二番地一	福祉用具貸与	平成十七年二月一日
指定訪問介護事業所さわやかサポート	特定非営利活動法人ファミーユ 会長	湯沢市愛宕町三丁目二番九号	訪問介護	平成十七年八月一日
指定居宅介護支援事業所さわやかサポート	特定非営利活動法人ファミーユ 会長	湯沢市愛宕町三丁目二番九号	居宅介護支援事業	平成十七年八月一日
仙北市かくのだて桜苑短期入所生活介護事業所	仙北市長職務執行者	仙北市角館町菅沢十五番地一	短期入所生活介護	平成十七年九月二十日
グループホーム 菜康苑	有限会社 てんぞ 代表取締役	横手市平鹿町醍醐字道中五十七番地十	認知症対応型共同生活介護	平成十七年九月二十二日
横手市大森町居宅介護支援事業所	横手市長職務執行者	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百六	居宅介護支援事業	平成十七年十月一日
横手市大森町指定通所介護事業所	横手市長職務執行者	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百四	通所介護	平成十七年十月一日

横手市特別養護老人ホーム 雄水苑	横手市短期入所施設 シル バードームいきいきの郷	横手市増田町居宅介護支援 事業所	横手市デイサービスセンタ ーシルバードームいきい きの郷	象潟訪問入浴介護事業所	象潟ホームヘルプ事業所	象潟居宅介護支援事業所	金浦ホームヘルプ事業所	金浦居宅介護支援事業所	にかほ居宅介護支援事業所	にかほホームヘルプ事業所	にかほ市デイサービスセン ター
横手市長職務執行者	横手市長職務執行者	横手市長職務執行者	横手市長職務執行者	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長	社会福祉法人 にかほ 市社会福祉協議会 会 長
横手市雄物川町今宿字末館五十番地	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	横手市増田町増田字七日町百七十七番地	にかほ市象潟町字浜山百二十一番地二	にかほ市象潟町字浜山百二十一番地二	にかほ市象潟町字浜山百二十一番地二	にかほ市金浦字金浦三百二十一番地一	にかほ市金浦字金浦三百二十一番地一	にかほ市平沢字八森三十一番地の一	にかほ市平沢字八森三十一番地の一	にかほ市平沢字八森三十一番地の一
短期入所生活介護 介護老人福祉施設	短期入所生活介護	居宅介護支援事業	通所介護	訪問入浴介護	訪問介護	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業	訪問介護	訪問介護	通所介護
平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日	平成十七年十月一日

医療法人 渡邊医院	医療法人 渡部医院	由利本荘市前郷字家岸七十九番地二十	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	平成十七年十月一日
かいせいショートステイ	社会福祉法人 男鹿偕生会 理事長	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	短期入所生活介護	平成十七年十月一日
かいせい通所介護サービスセンター	社会福祉法人 男鹿偕生会 理事長	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	通所介護	平成十七年十月一日
ケアステーション・愛	羽後電子株式会社 代表取締役	由利本荘市薬師堂字谷地二百八十四番地一	短期入所生活介護	平成十七年十月十五日
さくらヘルパーセンター	有限会社 さくらヘルパーセンター 代表取締役	仙北郡美郷町本堂城回字若林百二十二番地二	訪問介護	平成十七年十月二十六日
デイハウス さといしや	医療法人 佐藤医院 理事長	男鹿市払戸字中樋百四十六番地一	通所介護	平成十七年十一月一日
グループホーム きらら浅舞	有限会社 わかば会 代表取締役	横手市平鹿町浅舞字道川南七十七番地七	認知症対応型共同生活介護	平成十七年十一月一日
株式会社コムスン 大仙ヶアセンター	株式会社コムスン 代表取締役	大仙市花館字下殿屋敷二十六番地	訪問介護	平成十七年十一月九日

秋田県告示第千三十八号  
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
			変 更 前	変 更 後		
かいせい訪問入浴介護サ	社会福祉法人 男鹿偕生会	男鹿市脇本脇本字坂ノ	男鹿市脇本脇本字坂ノ	男鹿市脇本脇本字大石		

いびすステーション	理事長	上百二十九番地の一	上百二十九番地の一	訪問入浴介護	平成十七年十月一日
かいせいホームヘルパーステーション	社会福祉法人 男鹿偕生会 理事長	男鹿市脇本脇本字坂ノ 上百二十九番地の一	男鹿市脇本脇本字坂ノ 上百二十九番地の一	訪問介護	平成十七年十月一日
かいせい訪問看護ステーション	社会福祉法人 男鹿偕生会 理事長	男鹿市船越字前野四十 三番地の一	男鹿市船越字前野四十 三番地の一	訪問看護	平成十七年十一月一日

秋田県告示第千二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
たいよう薬局横手店	横手市横手町字一ノ口二十三	平成十七年十二月一日

秋田県告示第千四十号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第五条第一項の規定により、次のとおり農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めたので、同条第六項の規定に基づき、公表する。

平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

(「次のとおり」は、省略し、農林水産部農林政策課及び地域振興局農林部に備えて縦覧に供する。)

秋田県告示第千四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十二月十三日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号	仙北市西木町上松木内字野田七五番一地先から字宮田一七一番地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年十二月十三日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路課  
期間 平成十七年十二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第千四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
県道	秋田雄和本荘線	秋田市雄和相川字後野一六四番六地先から字上野四一七番三まで

二 供用開始の期日 平成十七年十二月十四日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十七年十二月十三日から同月二十六日まで  
 (二) 秋田県告示第千四十三号  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。  
 平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺田典城

蟹沢1号	蟹沢	関上	腰廻	室の沢口	焼山下	四岱	区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鹿角市十和田岡田字蟹沢及び焼山下下並びに同市十和田毛馬内字三ノ丸(次の図のとおり)	鹿角市十和田岡田字蟹沢及び焼山下下並びに同市十和田毛馬内字三ノ丸(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字関上、村下下、大足、下下ノ平、村下モ及び内前田(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字腰廻、吹越、壁堀平、長渡及び箕ノ輪(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字室の沢口(次の図のとおり)	鹿角市十和田岡田字焼山下下、蟹沢村下及び蟹沢(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字五ノ岱、上内野及び中岱(次の図のとおり)				急傾斜地の崩壊
										急傾斜地の崩壊
										急傾斜地の崩壊
										急傾斜地の崩壊
										急傾斜地の崩壊
										急傾斜地の崩壊

蟹沢	村下下沢	壁堀平沢	屋布沢	古館後沢	上道	曹洞ノ下	三ノ丸	三ノ丸1号	下小路	焼山下
鹿角市十和田岡田字蟹沢及び焼山下下(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字村下下及び下下ノ平(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字壁堀平及び腰廻(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字上屋布及び大諏訪(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字大諏訪、下ノ湯及び上屋布(次の図のとおり)	鹿角市十和田毛馬内字上道及び寺ノ上(次の図のとおり)	鹿角市十和田毛馬内字曹洞下下、休堂及び毛馬内(次の図のとおり)	鹿角市十和田毛馬内字古下下、城ノ下、押出及び柏崎(次の図のとおり)	鹿角市十和田毛馬内字古下下、押出、柏崎及び三ノ丸並びに同市十和田岡田字焼山下下(次の図のとおり)	鹿角市十和田毛馬内字横道、番屋平、寺ノ上及び上道(次の図のとおり)	鹿角市十和田岡田字焼山下下、蟹沢村下及び蟹沢(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

竹原	外面沢	横沢	外面	与作沢	鎌谷出口沢	鎌谷	種1号	中岱1号	村下夕	大足
山本郡二ツ井町種字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字外面(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字外面(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字外面(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字与作沢出口(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字鎌谷沢出口(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字鎌谷沢出口(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字熊ノ堂前(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字中岱、大橋向、権現堂及び下内野(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字村下夕、内前田及び閉上(次の図のとおり)	鹿角市十和田大湯字大足及び村下夕並びに同市十和田岡田字蟹沢及び竹林(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

茹又石	鍛冶沢	中台沢2	町館沢1	上山崎2号	上山崎1号	上山崎2	上山崎1	竹原4号	竹原3号	竹原2号
山本郡二ツ井町茹又石字茹又石(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町小掛字鍛冶沢(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町仁鮎字中台(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字上山崎(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町種字上山崎(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊



二寺沢	甚内沢	長太壁	金堀沢	菅生沢	兀山沢1号	前郷沢	ビッキ沢	安田沢	棚永沢	茹又石沢
横手市増田町亀田字亀田(次の図のとおり)	横手市増田町亀田字亀田(次の図のとおり)	横手市増田町戸波字鳥屋森及び羽場(次の図のとおり)	横手市増田町増田字真人山下、平鹿向及び上掬(次の図のとおり)	横手市増田町吉野字菅生(次の図のとおり)	横手市前郷字兀山及び元判場(次の図のとおり)	横手市前郷字兀山(次の図のとおり)	横手市安田字ブンナ沢(次の図のとおり)	横手市安田字大台(次の図のとおり)	横手市睦成字城付(次の図のとおり)	山本郡二ツ井町茹又石字茹又石(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

切畑2号	切畑1号	切畑	打越	法累沢	四左衛門沢	館沼沢	兔沢	戸波1号	亀田	真人沢
湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字打越(次の図のとおり)	横手市平鹿町醍醐字亀井沢及び馬鞍(次の図のとおり)	横手市平鹿町醍醐字亀井沢(次の図のとおり)	横手市平鹿町醍醐字城廻及び馬鞍(次の図のとおり)	横手市平鹿町醍醐字城廻及び馬鞍(次の図のとおり)	横手市増田町戸波字鳥屋森(次の図のとおり)	横手市増田町亀田字亀田(次の図のとおり)	横手市増田町増田字真人山下、平鹿向及び上掬(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流

岩ノ沢	雨池2号	雨池1号	雨池	古屋敷	切畑6号	切畑5号	切畑4号	水沢1号	高野	切畑3号
湯沢市石塚字岩ノ沢(次の図のとおり)	湯沢市石塚字雨池(次の図のとおり)	湯沢市石塚字雨池(次の図のとおり)	湯沢市石塚字雨池(次の図のとおり)	湯沢市石塚字古屋敷(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字永沢(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

坊中沢2	坊中沢1	坊中	石塚沢1	切畑沢4	曹蒲沢	切畑2	切畑沢2	切畑沢1	杉高沢	坊中
湯沢市松岡字打越(次の図のとおり)	湯沢市松岡字打越(次の図のとおり)	湯沢市松岡字打越(次の図のとおり)	湯沢市石塚字雨池(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	湯沢市松岡字坊中(次の図のとおり)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

公 告

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

石塚沢2	湯沢市石塚字古屋敷(次の図のとおり)	土石流
石塚4	湯沢市石塚字元屋敷(次の図のとおり)	土石流
石塚3	湯沢市石塚字元屋敷(次の図のとおり)	土石流
石塚	湯沢市石塚字雨池(次の図のとおり)	土石流
仏師ヶ沢	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	土石流
切畑1	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	土石流
上水沢	湯沢市松岡字切畑(次の図のとおり)	土石流
切畑3	湯沢市松岡字永沢(次の図のとおり)	土石流
切畑4	湯沢市松岡字永沢(次の図のとおり)	土石流
坊中沢3	湯沢市松岡字細越(次の図のとおり)	土石流

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仁井田堰土地改良区から次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十二月十三日

退任理事の住所及び氏名  
秋田市上北手荒巻字前田百二番地  
熊谷 節三

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、秋田市上北手小山田土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年十二月六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、内越土地改良区から次のとおり役員(の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
由利本荘市赤田字山王百六十四番地 田口 政男
- 二 就任理事の住所及び氏名  
由利本荘市赤田字袖振百八番地 小林 良昭

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十七年十二月十三日

秋田県知事 寺田 典城

- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(八幡地区ほ場整備事業)換地計画書の写し

- (二) 縦覧期間 平成十七年十二月十五日から平成十八年一月二十日まで
- (三) 縦覧場所 大仙市中仙総合支所

- (四) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(横沢地区ほ場整備事業)換地計画書の写し

(二) 縦覧期間 平成十七年十二月十五日から平成十八年一月二十日まで  
 (三) 縦覧場所 大仙市太田総合支所

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年十二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、二二二  
 三分の一の数 二二六、七六五

秋選管告示第百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年十二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市 八五、〇二二  
 能代市 一四、六三九  
 横手市 一〇、八九六  
 大館市 一七、九八二  
 本荘市 二二、一七六  
 男鹿市 八、二八三  
 湯沢市 九、三〇二  
 大曲市 一〇、六二三  
 鹿角市鹿角郡 二二、四四四  
 北秋田郡 一七、七八四

山本郡 一三、一七六  
 南秋田郡 一九、八一七  
 河辺郡 五、一八九  
 由利郡 二〇、六六二  
 仙北郡 三一、五三一  
 平鹿郡 一八、二九七  
 雄勝郡 二二、三八〇

秋選管告示第百号

平成十七年十一月二十二日付け秋選管告示第百八十八号により、平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を公表したが、次のとおり訂正の報告があったので告示する。

平成十七年十二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙  
 1 秋田県第2区

候補者氏名	のりた 芳成	所属党派	無所属	8月15日から 第1回分 期間 9月26日まで
氏名	能登 祐一			

支出 (円)

	訂正前	訂正後
家屋費	1,937,376	1,881,529
集合会場費	368,072	312,225
今回計	12,220,280	12,164,433
総計	12,220,280	12,164,433

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十四年五月二十四日( 第千三百七十号 ) 掲載の秋田県公告( 土地改良区の役員  
の退任及び就任の届出 )

( 原稿誤り )  
九 下 四 字下の宮十八番地 字下ノ宮十八番地

平成十七年十二月二日( 第千七百三十二号 ) 掲載の秋田県告示第千十九号( 大規模  
小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出 )

( 印刷誤り )

一七 上 一五 秋田市土崎港北一丁目六番 秋田市土崎港北一丁目六番  
二十五号 代表取締役 反

田悦生  
住居

” 終りか 居住  
ら二

平成十七年十二月二日( 第千七百三十二号 ) 掲載の秋田県告示第千二十号( 大規模  
小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出 )

( 印刷誤り )

一七 下 一六 第一項 第二項

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄